



妊娠から出産まで



赤ちゃんが生まれた時の届出

赤ちゃんが生まれたら、まず出生届を出しましょう。

1 出生届

手続き窓口→P41

生まれた日から14日以内に、各地域センターに届け出てください。

問い合わせ 中央地域センター ☎095-829-1135

出産後の面談とイーカオ子育て応援ギフト

出生届後、長崎市に住民登録されたのち面談の案内が届きます。面談を受けた後にギフト申請し、子育て応援ギフトの給付が受けられます。(面談方法は、市から届く案内に記載があります。)

問い合わせ 子育てサポート課 ☎095-829-1255 詳しくは巻頭特集ページ

2 お祝いの記念樹・観葉植物プレゼント

お子さんが生まれた記念に、記念樹や観葉植物を育ててみませんか。

出生届け出のときに、申し込みはがきをお渡ししています。申し込みはがきが手元がない場合は、市ホームページからもダウンロードできますので、お気軽にお申し込みください。1月末までにお申し込みいただき、年1回3月にお渡しします。※申し込みはがきは各地域センターでもお渡ししています。(出生時に長崎市民であり、出生後1年以内に申し込みをした場合に限りです。)電子申請が可能となります。詳しくはホームページにてご確認ください。

問い合わせ 土木総務課 総務係 ☎095-829-1162

3 出産育児一時金

国民健康保険被保険者が出産したときに世帯主に対して支給されます。

- 対象** 被保険者が出産したときに支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。
- 支給額** 出産児1人につき**50万円**※、または**48万8千円**。令和5年3月までに出生した場合は出産児1人につき42万円※、または40万8千円。(※産科医療補償制度に加入する医療機関等で補償の対象になる出産をした場合)

産科医療補償制度とは

通常の妊娠・分娩にもかかわらず重度の脳性麻痺を発症した場合、その家族の経済的負担をすみやかに補償することに加え、その原因を分析することにより、安心して産科医療を受けられる環境整備を目指す目的で平成21年1月1日から始まった制度です。

直接支払い制度 出産育児一時金は国民健康保険課から出生した医療機関等へ直接支払います(事前に医療機関等で手続きが必要です)。分娩費用が50万円(または48万8千円)を超える場合は、超えた差額分を医療機関等へお支払いください。50万円(または48万8千円)未満の場合は、その差額分を国民健康保険課に請求することができます。令和5年3月までに出生した場合は出産児1人につき42万円※、または40万8千円。

問い合わせ 国民健康保険課・給付係 ☎095-829-1136

※国民健康保険以外のかたは、加入されている健康保険から支給されますので、お勤め先にお尋ねください。

4 低体重児出生届

出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃんの保護者の方は届け出が必要です。母子健康手帳別冊に綴じ込んである「低体重児出生届」に記入し、子育てサポート課または各地域センターへ提出してください。(電話、郵送等可)

問い合わせ 子育てサポート課 ☎095-829-1255

提出先 子育てサポート課または各地域センター

5 未熟児養育医療給付

からだの発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんで、指定された医療機関での入院治療が必要な場合、医療費の一部を公費で負担します。退院後は、保健師が家庭訪問を行い養育の支援をします。

対象 指定医療機関に入院した1歳未満の乳児(出生体重が2,000g以下または医師が入院養育を必要と認めた未熟児)

給付額 所得に応じて異なります。問い合わせ 子育てサポート課・助成係 ☎095-829-1270

手続き 各地域センター

乳幼児健康診査・検査

1 新生児聴覚検査

聴力とことばの発達は密接な関係があります。生まれたばかりのときに「きこえ」の検査をすることで聴覚障害を早く発見し、適切な治療や訓練を受けることによって、ことばの発達が促されます。検査は一部公費により受けられます。県外の医療機関で検査を受けた場合は、費用の一部を還付します。必要な書類はお問い合わせください。

対象 長崎市民(新生児) **費用** 検査方法により負担額が異なりますが、検査費用の一部(3,000円)は公費で負担します。**手続き** 各地域センター 問い合わせ 子育てサポート課 ☎095-829-1255

2 先天性代謝異常検査

生後4~7日頃の血液でお子さんの成長に大きく影響する病気(先天性代謝異常)の発見ができます。検査料は公費で負担するため無料です。採血料等の費用は有料です。母子健康手帳別冊に綴じ込んである申込書に必要事項を記入して、出産した施設等に提出してください。

問い合わせ 長崎県子ども家庭課 ☎095-895-2442

3 乳幼児健康診査

安心して子育てをするには、お子さんの順調な成長や発達の確認が不可欠です。子どもの年齢に応じて、次のように健康診査を行っています。

- 4か月児健康診査** **対象** 4か月~6か月未満
 - 1歳6か月児健康診査** **対象** 1歳6か月~2歳未満
 - 3歳児健康診査** **対象** 3歳~4歳未満(概ね3歳6か月頃)
- 受診方法** 個別通知でご案内いたします
場所 個別通知でご案内いたします

- 7か月児健康診査** **対象** 6か月~9か月未満
 - 10か月児健康診査** **対象** 9か月~12か月未満
- 受診方法** 委託医療機関へお申し込み、母子健康手帳別冊に同じ込んでいる受診票を使って直接受診してください。※転入等で受診票をお持ちでない方は子育てサポート課または各地域センターへご連絡ください
- 場所** 委託医療機関 ※受診できる曜日を確認してください。

長崎市から赤ちゃんに絵本をプレゼントしています

4か月児健康診査場で「絵本引換券」を配布しています。引換期間内(1年間)に図書館、公民館等図書室で絵本にお引換えください。詳しくは長崎市立図書館 ☎095-829-4946

問い合わせ 各総合事務所 地域福祉課 ☎→P41

4 歯育て健診

協力歯科医院一覧はコチラ▶



内容 幼児のむし歯予防のため、1歳6か月児健診の際に、協力歯科医院において1回無料で歯育て健診(歯科健診・フッ化物塗布)を受ける事ができる「歯育て健診受診票」を配布しています。

※3歳5か月までの幼児で、市外で1歳6か月児健診を受けたあとに転入された方、及び受診票を紛失された方は口腔保健支援センターへお問い合わせください。

「歯育て健診」を受けるには

1. 受診前に、協力歯科医院へ電話で予約してください。
2. 受診日に、「歯育て健診受診票」を提出してください。

問い合わせ 口腔保健支援センター(健康づくり課内) ☎095-829-1436

5 予防接種

予防接種について詳しくは →P39 予防接種について

コラム Column

「かかりつけ医」をお持ちですか?

「かかりつけ医」というのは、こどもの成長や病気のことを気軽に相談できるお医者さんのことです。いつでも気軽に相談に応じてもらえ、普段の健康状態やそれまでの病歴等から適切な支援・アドバイスしてくれるお医者さんがいると心強いですよ。健診や予防接種を受けるチャンスを利用するなどして、かかりつけ医を選ぶようにしましょう。

